

自転車用ヘルメットの購入費を 補助(2,000円)します



【補助対象者】

補助申請日及びヘルメット購入日において市内に住所を有し、
令和6年度に16歳以上となる方で、自転車ルール・マナーやヘルメットの
正しい着用方法を学ぶ意志がある方

【応募方法・期間】

10月、11月、
令和7年2月、3月に実施予定

自転車教室の
予約はこちら！

① (先着順)

サイクルセンターで実施する自転車教室に参加

対象教室：電動アシスト・子乗せ自転車体験会/シニア自転車健康教室

予約期間：参加を希望する教室の実施月の1日午後2時～前日まで



② (多数抽選)

申込フォーム又は裏面の申請書による郵送での申請

：令和6年10月1日午前10時～同年10月15日午後5時

※郵送は消印有効



↑
申込フォーム、
事業協力店一覧は
こちら！

【補助対象となるヘルメット】

新品かつ安全基準を満たした自転車用ヘルメット

※ただし京都市が指定する事業協力店で購入するものに限る。

【安全規格マーク】



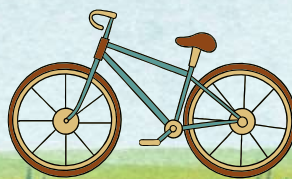
(EN1078) (1203)



など

※補助金の交付は、市民一人につき
1回を限度とします。

〈申請書は裏面へ〉



(第1号様式)

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼委任状

(申請日) 令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

私は下記の事項を確認、誓約し、京都市自転車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請します。

なお、交付決定を受けた際には、私は市長が指定する事業協力店でヘルメットを購入し、当該事業協力店に補助金受領に関する一切の権利を委任します。

※下記事項に同意する場合は□欄にチェックしてください。全ての□にチェックがない場合は申請できません

- ☐ 申請日及びヘルメット購入日時時点で京都市に住所を有しています。
- ☐ 本事業で学んだ自転車ルールを遵守し、自転車の安全利用に努めます。
- ☐ 自転車を利用する時は、本事業で購入するヘルメットを着用します。
- ☐ 補助券及び補助券を使用して購入するヘルメットの譲渡・転売はしません。
- ☐ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- ☐ 申請内容に虚偽があった場合や重複して交付を受けた場合等、交付要件に該当しないと判明した場合は、京都市から交付を受けた補助金を返還します。

申請者記入欄

ふりがな	
申請者氏名	
生年月日	
住所	京都市
電話番号	
メールアドレス	@
※申請者が18歳未満の場合のみ、保護者の同意を得たうえで以下の欄にも記入	
ふりがな	
保護者氏名	

※補助金の事務処理のために取り扱う個人情報について、当該目的以外に利用しません。